

熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策検討
ワーキンググループ
第7回 議事録

内閣府政策統括官（防災担当）

熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策検討
ワーキンググループ（第7回）
議事次第

日 時 平成28年12月5日（月）13:00～

場 所 熊本県庁行政棟本館 地下大会議室

1. 開 会
2. 議 題
 - ① ワーキンググループ報告（案）について
 - ② その他
3. 討 議
4. 閉 会

○廣瀬（事務局） それでは、定刻となりましたので、ただいまから「熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策検討ワーキンググループ」の第7回会合を開催させていただきます。

委員の皆様には、御多用中のところ、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

第2回もそうでしたが、今回は、熊本、現地で開催させていただくということでございまして、会議の開催にあたりまして、蒲島知事より御挨拶を頂きたいと思っております。知事、よろしくお願いいたします。

○蒲島委員 皆さん、こんにちは。

第2回に引き続き、熊本での開催に御配慮いただき、お礼申し上げます。

県内で最大855カ所あった指定避難所は、先月、全て閉鎖されました。時間の経過とともに、本県の復旧・復興へ向けた歩みは、着実に進んでおります。これは、国、関係者の皆様方の絶大なる御支援のおかげだと考えております。この場をお借りして、心からお礼を申し上げます。

しかし、被災された方々の生活の再建には、道路をはじめとしたインフラの整備等、復興に向けて取り組むべき課題は、まだまだたくさんあります。それらの課題を解決し、総合的復興を果たすことが、私の使命だと考え、全力で取り組んでおります。これからも皆様方の御協力をお願いいたします。

また、本ワーキンググループも本日が最終回となりました。この会議で議論がなされることによって、熊本地震の教訓が、今後、全国の防災対策の強化につながればと考え、被災地の知事として、様々な提案をさせていただきました。本日は、報告書（案）が用意されておりますが、熊本県からの提案を数多く取り入れていただき、心から感謝申し上げます。現在、熊本県でも、熊本地震への対応に関する検証を行っているところです。今回の報告書を利用させていただきたいと思っております。

本日の会議が実り多きものでありますことを祈念いたしまして、私からの挨拶とさせていただきます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

○廣瀬（事務局） どうもありがとうございました。

委員の御出席の状況を紹介させていただきます。

齋藤充委員、日置和彦委員は、本日、御欠席でございますので、それぞれ山本慎二様、内田安弘様に代理出席を頂いております。

また、土屋厚子委員、福和伸夫委員は、本日、御欠席となっております。

よろしくお願いいたします。

それでは、マスコミの方は、御退室をお願いいたします。

（報道関係者退室）

○廣瀬（事務局） それでは、ここからの進行は、河田主査にお願いしたいと思います。河田主査、よろしくお願いいたします。

(資料説明)

○河田主査 それでは、早速、議事に入ります。

議題、ワーキンググループ報告(案)についてということで、項目に沿いまして、議論を進めさせていただければと思っております。

まずは1番の地方公共団体支援のあり方について、事務局から説明をお願いしたいと思います。

○大島(事務局) 事務局でございます。

ただいまお手元でございます、報告書(案)につきましては、I章とII章に分かれてございます。I章には、熊本地震の概要、政府の対応、また、政府が今回のワーキンググループに並行しまして行いました、調査のレポート等を入れさせていただいておりますが、このワーキンググループ内で御議論いただいた内容につきましては、55ページをお開きいただければと思います。こちらにおきまして、今後の災害時の応急対策・生活支援への提言といった形で、これまで御議論いただいた内容を入れてございます。

前回、パワーポイントで左側に書かせていただきました、現状と課題をまず述べまして、その下に実施すべき取組、実施すべき取組のところに、前は口頭で説明させていただきました、政府でどのようなマニュアル、手引等にこのワーキンググループの成果を反映していくのかということを書かせていただき、その下に、このワーキンググループで頂いた提言を整理させていただいて、頂いた提言の内容に沿って、私ども政府が取り組んでいくといった構成にしております。

それでは、主に前回からの変更点に絞って、説明をさせていただきます。

地方公共団体支援のあり方ですが、まずテーマから、大規模地震におけるというところを除きまして、説明は文中に加えるといった形にしております。

現状と課題につきましては、微修正はございますけれども、前回と同じ項目立てをしております。

55ページの下段①は、前回、各委員から御提言を頂きました、災害規模に応じた支援の考え方を整理してございます。熊本地震につきましては、大規模地震に分類される、統括する都道府県だけでは被災者への物資提供や、被災市町村への人的な支援を円滑に行うことが困難な事態が発生といったことに当たると考えております。

おめくりいただいて、56ページの上段でございますけれども、このような大規模災害時におきましては、市町村が災害対策を的確かつ迅速に実施することが、困難となる可能性が高い。そのような場合、都道府県とも調整の上、プッシュ型支援を行うといった形で、どのような場合にプッシュ型支援を行うかといったことを整理させていただいております。

それに加えまして、大規模地震を超える南海トラフ地震等、その被害が複数の都道府県にまたがって広域に広がる場合について、2つ目のポツの3行目でございますが、大規模広域災害といたしまして、この報告書の中で、大規模災害と大規模広域災害を整理したいと考えております。

その下、②被害の状況に応じた現地対策本部の体制整備、③リエゾンを速やかに展開というところは、趣旨は同旨でございます。

続きまして、57ページの上段に④大規模災害時の物的・人的プッシュ型支援の推進です。こちらに、情報連絡員、リエゾンの情報等に基づきという文章を入れまして、③で派遣したリエゾン、もちろんそれだけではございませんけれども、その情報をきちんと受けとめた上で、プッシュ型支援に移るかどうかの判断が行われるという文脈で、整理させていただいております。

その下、⑤⑥につきましては、従前どおりです。

また、1枚おめくりいただいた58ページ、⑦⑧につきましても、言葉の微修正、委員の皆様から頂いたものを反映しておりますが、同旨でございます。

今回から事例を入れさせていただきました。まだ画像等が最終形のものになっていなくて、文字等、読みづらいところもございますけれども、関係の参考資料はこのようなものを入れたい。ただ、参考資料につきましては、あくまで参考でございます。本文の文章から直接引用するものではなく、参考事例として差し込むことで、御了承いただければと思います。

続きまして、59ページでございます。1-2、市町村の被災状況等に応じた臨機応変な支援策につきましては、ほぼ同じ内容でございますけれども、一つ、現状と課題の一番下の○でございます。インフラの復旧に係る技術的な支援、国土交通省のTEC-FORCE等に係る内容を追加で入れさせていただいております。TEC-FORCE等につきましては、リエゾンとの連携等も想定されますので、ここで位置付けてございます。

60ページでございます。①被災市町村の状況に応じた支援内容・役割分担の調整につきましては、前回と同旨でございますけれども、一つ目のポツの中で、調整を全国規模で行う方法としまして、知事会等がいわゆる対口支援として、一対一で自治体同士を対応させる方式を用いておりますので、それを説明として加えております。

また、下の②市町村の役割を補完するチームとしてというところですが、前回、いきなりチームとしてという表現が出ておりましたので、多数の応援職員が、行政機能が低下した市町村に応援に入るときに、強力にコーディネートが必要である。そのための統括者と統括者に率いられたチームの体制が必要であるという説明を補強してございます。

61ページ③工事の代行という言葉ですとか、三つ目のポツを追加してございます。

62ページをお開きください。前回、1-3といたしましては、災害救助の項目が入ってございましたけれども、位置がおかしいという御指摘もございまして、1-3と1-4を入れ替えて、こちらに市町村等の応援・受援に係る考え方の整理を書いております。

この枠の中に、現在、内閣府で検討会を立ち上げて、年度末までに整理をする予定でおります、市町村が受援体制を構築する際の参考となるガイドラインについて、触れてございます。

63ページ①については、大きな変更はございません。

64ページになりますと、災害対応業務の標準化が出てまいります、標準化の一例としたしまして、様々なセクターが連携した災害対応システムというところを、従前、一つのポツであったものを、少し言葉を補強しまして、一つ目のポツ、二つ目のポツといった形で、補強してございます。

また、参考資料として、米国のICSについて、入れております。ワーキンググループの中では、参考資料として、海外の対応の中にちらっと出てきただけでございましたけれども、参考として追加してございます。

65ページでございます。③につきましては、前回のワーキンググループの中で、言葉だけ申し上げておりましたけれども、内閣府で平成28年度に開発予定の災害対応業務モデルがどのようなものであるか、ほかのものに比べて、これだけ図が大きくて恐縮ですが、入れさせていただいております。

65ページの下段④、66ページの⑤につきましては、前回と同旨でございます。

67ページは、前回1-3として挟まっておりました、災害救助の見直しを移してございまして、こちらについては、現状と課題、また、実施すべき取組については、前回とほぼ同内容でございます。

事務局からは以上でございます。

○河田主査 ありがとうございます。

それでは、質疑及び意見交換に移ります。この項目について、御質問、意見等があったら、よろしくお願ひします。特にございませんか。

どうぞ。

(質疑及び意見交換)

○ これまでの議論をまとめていただきまして、大変ありがとうございます。

2点ほど、御質問と、もしかすると、御意見になるかもしれません。

61ページでございますが、ポツでいうと、上から二つ目のポツのところ「なお、将来的には」から始まるところでありますけれども、行政機能がほぼ完全に停止することも想定する必要があって、応援側の職員が中心となって、その機能を代替する制度についても検討を進める必要がある、こういった記述がございまして、代替という言葉の意味のとりようでありましょうけれども、どこまで被災をしても、選挙で選ばれた首長さんと議会があって、そこで意思決定をしているという、ある程度のフィクションを伴うにしても、それは維持をしないと、代替、上書きをしてしまうことは、できないのではないかという感じを持ってございます。用語の使い方の問題かもしれませんが、あくまで主体は、被災したとはいえ、その市町村にあって、それをいかにサポートして、機能するようにするか、こういう発想で書かれた方が、我が国の憲法が定める地方自治体制に整合的ではないかと思うところでございます。

それに関連してでございますが、プッシュ型という言葉の使い方、特に人的支援に係るプッシュ型という言葉について、どういう考え方をを使うか、ここは考え方の整理が必要で

はないか。と申しますのは、物を言わぬ物資と違いまして、職員の場合は、行政機関であり、職員でありますので、常に被災市町村とのネゴシエーションが可能であるわけですし、それをプッシュ型というのは、協議なしで、あるいは市町村の意向に関わらずという意味を含んでいるとすると、そこまで合意なしで、行政機関同士の関係をプッシュで押し込んでしまうのは、いいのかどうか、こういう感じを持っておるところでございます。その意味で、物資と人で、プッシュ型という言葉を使い分けるか、あるいはプッシュ型の用法を整理するということが、必要ではないか。

官僚的な物言いでありますけれども、2点気になりましたので、御質問をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○河田主査 いかがですか。

○森本（事務局） 細かな表現のところは、今後、適正化させていただきたいと思っておりますけれども、いずれにしましても、人的なプッシュ型支援というのは、固有名詞は出しにくいのですが、今回も要請に基づかずに行う人的支援もしないと、機能できない場合もあったと考えていまして、もちろん一定の調整、連絡はしながらというところではございますけれども、要請に基づかないものもあるという形で、プッシュ型という表現をさせていただいています。表現の適正化等については、引き続き、調整をさせていただければと思います。

○河田主査 そのほか、いかがでございましょうか。どうぞ。

○ 57ページ、同じくプッシュ型の話がありました。後ろの92ページにも出てくるのですが、お願いがございまして、私どもの観点は、主に物的支援のことなのですが、これもプッシュ型といった場合、当初、熊本のときは、まさに資金負担をどちらがやるか、国が費用負担することを前提に送り込むものをプッシュ型と整理していた局面もあったと思います。したがいまして、問題とすれば、それがゆえに、費用負担の懸念から、支援要請が遅れたケースもあったやに記憶してございます。そういう意味で、今回ここで議論しているのは、費用負担などではなくて、要請の有無に関わらず、当座、必要なものを最初に送り込むという、純粹にその意味であれば、そういう趣旨であって、費用負担の話ではない、費用をどちらかが持つものではないということを、どこか最初の方で、言及しておいたらよろしいのではないかと思います。

以上でございます。

○河田主査 ありがとうございます。

○ お聞きしたいのですけれども、前々回、福祉型の支援をやっていたときに、全体最適とか、部分最適という言葉を使わせていただいているのです。あらゆる組織が日常的には縦割りで効率がいいわけですがけれども、災害が起こった場合、横の連携、調整がどうしても必要ですので、少し使っていただいて、これまでの報告書とどこが違うのかといったときに、そういう新たな情報を提起していただいたら、より違いがわかるのではない

かと思えます。

もう一点ですけれども、報告書の中で、南海トラフの地震とか、南海トラフ巨大地震とか、南海トラフ沖地震とか、まちまちの表現が出てきているのです。きちんと定義しておかないと、この図というのは、昨年の国連世界防災会議でもあった、先進国で起きた非常に大きな地震災害なのです。ですから、それに即応して、こういう形で出すということは、これを英文化して、内閣府のホームページで出させていただきたいと思っています。ただ、問題は、内閣府のホームページのサイトは、日本語でしか入れないのです。だから、英語版を入れないと、日本語のところに、英文というのが書いてあって、日本語がわからないと、英語のテキストにヒットできないということになりますので、特にこういう災害というものは、グローバルに使っていただく必要があるので、せっかくこれまでになかった教訓を更に積み重ねて使っていただこうとしているのですが、海外でも使っていただきたい。こういう詳しいものは、ほとんどないのです。日本がどうしているのかということを知ろうとすると、これが一番いいのです。10年ぐらい前の内閣府の英文のものがあるのですけれども、あれは古くなってしまって使えないので、是非これを海外で使っていただくときに、参考にしていただけるような、これでは日本のものなので、使えませんから、そのときに、南海トラフの地震をきちっと定義しておかないと、それぞれの言葉が微妙に違うのは、問題になりますので、その点を視野に入れていただきたいと思えます。

東日本大震災の後、最終報告書を英文化してあるのです。これは国際会議でも必ずダウンロードして、みんな使っているのです。ですから、この報告書も国際的に使われることを考えた表現というか、専門用語を合わせていただくということは、とても大事なので、私自身が知っているのは、政府の報告書において、南海トラフ沖の地震とか、南海巨大地震とか、いろいろ表現があります。例えば首都直下地震も、首都直下型地震なんて言わないのです。みんな首都直下地震となってしまうので、南海トラフもときどき違っていますので、その辺を注意していただきたいと思えます。

○森本（事務局） ありがとうございます。

前回もあれしましたけれども、政府の初動対応の中で、このワーキンググループにお願いしたかった一つが、熊本の規模よりももう少し広域な災害になったときに、熊本のものをどのように波及していくのか、あるいは引用していくのかということだったと思えます。先ほど事務局から説明したときも、あれだったのですけれども、大規模広域災害、広域災害という言葉を使うために、どんなイメージかということをはっきりさせていただいた方がいいだろう。そのときに、ベースになるものが混在しているだろうという御指摘だったと思えますので、実は今日も混在してしまっているので、広域大規模災害と大規模広域災害が二つありますが、そこは修正したいと思えますが、今の●●●の御指摘のとおりで、発信することを考えると、整理をしないといけないと思ってございます。

後で説明させてもらいますけれども、今回、広域大規模災害を一番最後の8に持ってきましたが、事務局でも悩んだのですが、災害の分類は、形上はするのですけれども、実

際の対応は、どちらにも共有するものがあるので、後ろの広域大規模災害で記述させていただいていることと、前の個別で書かせていただいているところは、若干重複はやむを得ないと思っておりますが、広域大規模災害でどんな対応をしないといけないかは、なるべく後ろの方で、もう一度、再整理という形で、今回は提案をさせていただいております。今の主査の御指摘のところは、きちんと言葉を定義して、対応させていただきたいと思っております。

○河田主査 ありがとうございます。

そのほか、いかがでございますか。どうぞ。

○ いろいろ調整していただいて、読みやすくなって、ありがとうございました。

先ほども議論があったプッシュ型についてですけれども、都道府県での調整の絵を描いていただき、実質、今回、プッシュ型支援がたくさん行われて、助かったと、熊本の方でおっしゃっているのは事実という部分もあり、ただ、若干心配なこともあるという感じです。今、まさにプッシュ型支援というのは、要請に基づかない支援とおっしゃったので、そのまま実態を書くことしか仕方がないと思えました。

検証するのであれば、今回、プッシュ型支援で一体何が行われたのかという、項目みたいなものを書いて、これは今回やって、次回はこういったことも想定されるけれども、災害規模や被災特徴に応じて、また検討するという文言がある、という書き方が望ましいと思います。もう一点だけなのですけれども、先ほど60ページの②のところ、チームとしての応援体制とありますが、この前に、多分マネジメントの支援があって、マネジメントと現場の対応をカップルにして、チームとするという説明が前段でなければ、いきなりチームが出てくるので、何チームなのかというのが、すごく気になってしまいます。もし良かったら、そこを丁寧に書いていただくと、有り難いと思います。

○河田主査 ありがとうございます。

よろしく申し上げます。

そのほか、いかがでございますか。よろしゅうございますか。

それでは、次の項目に移りたいと思います。2番の避難生活を改善するための措置について、事務局から説明をお願いいたします。

(資料説明)

○大島（事務局） 事務局でございます。

69ページから、避難生活を改善するための措置を記載してございます。

2-1、避難者の状況の速やかな把握と対応につきましては、ほぼ前回と同旨でございます。

71ページから、2-2、避難所運営等の専門知識を有するNPOや専門家等との連携強化ということで、記載しております。

こちらにつきましては、現状と課題の中で、○の二つ目のポツ、自主運営という言葉につきまして、いきなり登場しているという御指摘も頂きましたので、避難所において自主

運営ができる仕組み作りという言葉は補いつつ、後の対応でも、自主運営について説明を増やしております。

また、下段でございますけれども、一番下のポツ、指定管理者につきまして、今回、ワーキンググループの中でも報告させていただきましたとおり、指定管理者が管理する施設が避難所として利用される事例が多く発生したこともありまして、総務省担当課から報告も頂いております。その内容につきましては、ポツを追加してございます。

おめくりいただきまして、72ページでございます。こちらは、枠の中にごございますとおり、また、何度も話題に出ております、避難所運営ガイドラインの見直しを適宜進めますとともに、今回の熊本地震の対応をメインといたしまして、事例集の作成を行うといったことを書かせていただいております。

また、避難所運営に関する専門家チームを育成し、発災後もアドバイスを行える仕組み作りといったことも、概要ですが、この枠内に書かせていただいております。

①でございますけれども、避難所の実施運営方針の確立です。

この中で、主に2ポツを補強させていただいております。市町村の一定の関与をしつつ、住民が主体となって避難所の運営体制を構築し、明確化する。このためには、あらかじめ仕組みを構築しておくことが望ましいといったことを書かせていただきました。

それと併せまして、前回御指摘を頂きました、NPO等が運営主体となるのではなく、NPO等はあくまで支援であるというところを、ノウハウを有するNPO等の支援を受け、また、同じページの下から2行目でございますけれども、避難所運営と前回書いてしまっていますけれども、今回は避難所運営支援の経験のあるNPO等との連携といった形で、修正させていただきます。

73ページにつきましては、避難所運営関係者間の連携強化です。全体として、避難所運営は、必ずしも医療・保健ばかりではございませんので、NPOを先に立てておりますけれども、73ページの下から2番目のポツ、本日、御欠席でございますが、土屋委員から御指摘を頂いた、保健・医療等に係る内容については、行政の一員でもある保健師が中心となって行うというところで、表現の適正化を行ってございます。

74ページでございます。一つ目のポツは、文章の流れの上で、少し位置を動かしております。

二つ目のポツにつきましては、自治体が初めてNPOと顔を合わせて、避難所を手伝ってもらうことがし難いというところを、どのように書くべきかということを検討いたしました。まずは明らかに問題のあるNPOを除きまして、試行的に受け入れる。ただ、今回、私どもも熊本地震で、改めて得た知見でございますけれども、市区町村を一つの単位といたしまして、各避難所の運営に関するオープンな議論の場、発災直後ですと、なかなか難しいところがございますが、この中で、お互いの活動状況をきちんと評価していただくことによりまして、活動の質が担保されるといったところを、今回、追加させていただいております。

同じ74ページでございますけれども、③の中の二つ目のポツにつきましても、健康問題の観点を丁寧に追加させていただきました。

続きまして、75ページでございます。2-3の現状と課題につきましても、ほぼ同旨でございます。

二つ目の○、様々な状況の変化への対応の中で、最初に設定した避難所の運営の体系から、避難者の方がおられる中で、追加的な対応を行うのが難しいところが課題であるといったことについて、文章を追加させていただいております。

76ページでございます。ここで先ほどの専門家のチーム、避難所のエキスパート（仮称）という言葉が枠内に出てきてございます。

この部分に関しましては、前回とほぼ同旨でございます。追加された内容としましては、①避難所運営に関する事前準備の一つ目のポツの最後に、個人情報管理のため、職員室や校長室、保健室などは、避難所として使用しないと文章の追加がございます。

77ページ、③より一つ上のポツでございますけれども、二次災害への防止に十分に配慮した対応を想定して、避難所の集約や、避難所への情報提供を行うといったことを追加させていただいております。

続きまして、78ページでございます。こちらは、要配慮者の避難を地域で支える仕組みです。

課題につきまして、二つ目の○、福祉避難所の課題を追加させていただいております。前回につきましては、要配慮者の避難状況の把握から宿泊施設等の二次避難、福祉避難所の利用に話が飛んでおりましたので、福祉避難所自体の開設に当たっての課題、また、機能を果たすためには、一般避難者の方に施設の職員が対応している状況下では、なかなか難しいと、このワーキンググループの中でも、ゲストスピーカーの方に御発言いただいた内容等を補足してございます。

ほかの部分は、ほぼ同旨でございますが、79ページ、一つ目のポツ「なお」から始まる部分につきまして、追加してございます。こちらにつきましては、この文章の中で、事前に避難行動の支援が必要な要配慮者に対する、避難行動要支援者名簿を事前に共有しておくことが重要だということを強調しておりましたけれども、それだけ強調してしまいますと、「なお」で始まりますとおりの、災害時には、本人の同意がなくても、必要な場合には、共有が可能だということが、きちんと伝わらないおそれがありますので、文章を追加しているところがございます。

同じ79ページ②の三つ目のポツでございますけれども、住民の中から、支援が可能な資格者にも役割を負っていただく。こちらは、実際にヒアリングをした関係者からの意見を踏まえてのものでございましたけれども、特に資格の範囲が書かれておりませんでしたので、医療・福祉・介護・看護等の有資格者というところで、補わせていただきました。

前回からの変更点は、以上でございます。

○河田主査 ありがとうございます。

それでは、質疑及び意見交換に移りますが、いかがでございますか。どうぞ。

(質疑及び意見交換)

○ 77ページに避難所での豪雨とか、豪雪とか、猛暑への対応も加筆していただいたのですが、冒頭から15ページぐらいまでの被害の概要のところ、今回は豪雨前の地震であって、その後、被災地がどういうことに見舞われたという事実も、記述しておいた方がよろしいかと思えます。

○河田主査 そのほか、いかがでございますか。どうぞ。

○ 74ページの先ほどの御指摘の二つ目の黒ポツですが、どんなセクターでも、いろんな人たちがいますので、必ずしもNPOがよくわからないといった事例は、ほかのセクターでもいろいろあると思えますので、気持ちはわかるのですが、市町村には情報がない場合もあって、明らかに問題があるNPO等を除きということで限ると、信頼できないようなことを助長する書き方になってしまうかもしれないので、ここは省いていただいて、市町村には、その団体に関する情報が必ずしも十分ではないことは考えられる。なので、市町村区を一つの単位として、避難所運営に関するオープンな議論、建設的な議論ができる連携の場作りをきちっと構築していく必要があるという意味で、私は捉えています。

ただ、現場でいきますと、一つ一つの避難所の課題の問題と、例えば避難所がたくさんあるときの対応というのは、分けておかなければいけないという、細かい点はあると思うのですが、こういうオープンな場でもって、市町村と我々NPO、更にたくさんの方が入っていますが、そういう方々と連携できる場が必要だという趣旨には、賛成でございます。

○河田主査 ありがとうございます。

いかがですか。どうぞ。

○ 前回のワーキンググループで、●●●から、要配慮者の避難所、いわゆる福祉避難所において、耐震化を進めていくべきだというお話があったかと思えます。私が見る限り、そういった整備が文言として書かれていないような気がいたしまして、現状、民間の施設の協力なしには、進めませんので、耐震化を進めるために、支援をしていくことも必要なことだと思いますので、記述をお願いできればと思います。

もう一つ、避難所運営のところでは、内閣府が策定しております、避難所運営のガイドラインの見直し等の文言もありますが、同じく今回私も発言させていただきましたが、福祉避難所における運営がうまくいかなかった点も、個々にありますので、福祉避難所の運営ガイドラインにつきましても、周知をする。見直しの必要がなければ、その文言は必要ないと思えますが、こういったガイドラインがあるということ、今一度、いろんな組織の方に知ってもらうためにも、ガイドラインについて、ここで触れておいた方がいいのではないかと思います。

以上です。

○河田主査 ありがとうございます。

そのほか、いかがでございますか。

○ 80ページに、熊本県宿泊施設提供事業と書いてあります。今年の4月から、新しい法律で、国が費用を全部持つというものができていると思います。法律の名前は忘れたのですが、できているはずなので、県ではなくて、国がサポートする。ですから、自治体がという心配は要らないので、法律の名前を書いて、周知徹底した方がいいと思います。

○森本（事務局） 今回のこの事業もそうですが、観光庁だとか、厚労省だとか、ホテル、旅館等を統括する組織と一緒に、災基法の枠組みでやらせていただいたのが、この事例だと思います。新制度は、調べた限り、今、私の記憶にないのですけれども、もしそういうものがあれば、また個別に相談させてください。

○ あの先生がよく御存じですから、聞いていただいたらいいと思います。起こったときに、私にすぐに電話をしてくれましたので、よろしくお願いします。

○河田主査 そのほか、いかがでございますか。よろしゅうございますか。

それでは、次の3番の応急的な住まいの確保や生活復興支援について、事務局から説明をお願いします。

（資料説明）

○大島（事務局） 事務局でございます。

81ページをお開きください。応急的な住まいの確保や生活復興支援については、大きな変更はございます。

現状と課題の○の一つ目、二つ目のポツですが、前回は調査に必要な建築分野の専門性等と書いておりましたけれども、住家被害認定調査につきまして、人員の不足という趣旨だと伺いましたので、こちらは追加をしております。

また、一番下から2行目でございます。応急危険度判定は、先行している調査でございまして、その内容をきちんと後の住家被害認定調査ですとか、地震保険の調査に活用するという趣旨であるというところ、追加の御指摘を頂きましたので、例えばという書き方で、応急危険度判定の迅速性に大きな影響を与えないようにという文言を追加してございます。

84ページでございます。3-2、生活再建のための戦略的な対応というところで、①みなし仮設住宅の活用促進のところのポツの二つ目を追加してございます。今回、トレーラーハウスを益城町で導入された際に、避難所の一部、福祉避難所としての用途の終了後に検討されたという内容を、この報告の中に残しておく必要があるという指摘がございましたので、今回、益城町では実現しておりませんが、避難所としての用途が終わった後、応急仮設住宅としても、活用の検討ができるということを明記させていただきました。

生活再建については、以上でございます。

（質疑及び意見交換）

○河田主査 いかがでございますか。今の御説明のところ、御指摘などはございますか。

応急的な住まいの確保とか、生活復興支援なので、直接的に公費解体などの話は、ここ

にはなじまないと思うのですが、ここがうまくいかないと、全部遅れてしまうので、今、まさにそういうふうになりつつあるので、その辺の触りをやっておいていただかないと、関係ないということになってしまっはまずいと思います。このワーキンググループで主張しなくても、特に生活復興支援というのは、そこが関係してまいりますので、ちょっと踏み込んでいただいて、宿題をしっかりと見せていくことは大切だと思います。非常に難しいですけどもね。

どうぞ。

○ 仮設住宅はやっと熊本県で終わったのですけれども、次は本格的な住居に移っていたのです。私が見ながら考えていたのは、熊本県では、15%ぐらいを木造で仮設住宅を作りました。それほど費用はかからないのですけれども、木造が半数にいなかった。木造で仮設住宅を作ると、次の災害公営住宅は、それを使って作るのです。あるいはそれを使って町営住宅を作ります。仮設住宅だから、もう少し簡単に作れということがあるので、そういうものを見直して作れば、無駄がなくて、いいと思います。

それから、仮設住宅を個人の用地に作ると、個人がそれを撤去するということで、費用などが出るようになります。これから災害が起きたときには、木造の住宅を作る。ものすごくケアされて、普通の仮設住宅を作っています。1日か、2日でプレハブの仮設住宅ができます。そこを押さえてしまうのです。そんなことはしなくてもいい気がします。

もう一つ、無駄だと思うのは、一昨日、復興住宅ということで、地元のモデル住宅を仮設住宅の中に作りました。その価格は1,000万です。そして、県産材を使う。耐震は1.5倍です。そうすると、次にみんなが入れる家、耐震が1.5倍あって、1,000万あって、自分の子供にあれするというものが、効率的にうまくできると思います。仮設住宅を作って、それを撤去して、次の復興住宅に移るとい、そのプロセスのスムーズ化というか、そういうことも少し考えてもいいのではないかと感じました。

○ 災害救助法で、仮設住宅を作るときに、何かありましたね。今、建設費用は240万弱になっています。だけれども、実際、東日本大震災では、1戸340万ぐらいかかっているのです、結局、1,000万なのです。

○ 半分については、仮設住宅として作らないので、仮設住宅を作る部分が、半分になるのは、それでいいと思います。

○ 自分の土地に、仮設住宅のようなものを作るときの質を、ある程度きちんとしておかないと、1959年の伊勢湾台風のときに、仮設住宅の撤去に38年かかったのです。仮設でいいと言われたら、こちらに住めとは言えないので、かなりの部分に問題があって、仮設住宅でそれが進むというのは、まずいので、住宅のレベルもきちんと担保して、仮設ではないという形で、延長できるような仕組みが要ると思います。

ところで、経済性のことだけ書いてあって、適用が書いてないというのは、詐欺みたいなものですから、東北三県の仮設住宅なども全部入れると、ほぼ1,000万ということなのです。ですから、小さく見せて、実際は非常に大きいというのは、ばっくれみたいなもの

ですから、総費用という形で、プレハブ仮設の問題を書いていただいて、次はどうするかということ、みんなできちっと考えて、新しい政策を展開するということにもっていったらと思います。それを考えてください。全部やるのでしょうか。報告書ですから、やっていただかなければ、困ると思います。

○森本(事務局) 公費解体の話も含めたのですけれども、出口がないところについては、御指摘のとおり、書き切れていないところがあるのは、事実でございます、どういうアウトプットとして整理ができるのかというところは、ある程度、念頭に置かざるを得ないという、行政の立場でございますので、それも含めて、御指摘は考えたいと思います。

●●●からお話がありました、応急仮設住宅のいいものをというのは、事前、払下げも想定したということを書き始めると、建前として、制度上、難しいところがございます、そんなことだったら、我々は、災害救助をしなくてもいいのではないかとという形にもつながってくるところもありまして、85ページには、払下げも考えようとか、個人の仮設住宅の敷地があれば、そこに作ることをも考えようとか、そういうことを散りばめさせていただいたのと併せて、68ページ、災害救助法の見直しの中に、現金給付のあり方も考えようとしているのは、物というと、物になってしまうのですけれども、それが現金でもいいということに、仮になるのであれば、一部は災害救助のお金を当てて、プラスアルファ、自分で追加費用を負担してでも、将来的な家を建てたりするようなことも、考えられないかという思いがございまして、これまで委員の方々から、多くの指摘を頂いたところでございますので、そういう方向が、今後のトータルでのコストの縮減を考えたときに、制度の柔軟な運用も含めて、制度設計が必要だと考えてございました。

仮設住宅、住宅の支援のところ、公費解体のところも含めて、どんな表現をして、将来にパスを渡せばいいか。少なくとも課題があることは事実だと思いますので、そこについても、書かせていただく方向で、知恵を絞らせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○ 法律で作っているわけではないので、いきなり調整してから書くのではなくて、書いてあるから、調整すればいいので、東日本大震災の後に作ったいろんな提言というのは、まさに政府の思いが書かれているのです。その後、いろんな調整が入って、現実の災害対策の改正などにつながっていますので、改正する前に、政府の思いがいっぱい盛り込まれていないと、夢になりかねないのです。自己犠牲をすることになって、書いていただきたい。それを法律として実行するとき、総務省とか、財務省と調整すればいいので、それを視野に入れて書くことは、必要ないと思います。ですから、遠慮せずに書いていただきたいと思います。そうしないと、やった意味がないです。調整を視野に入れてやるということでは、まずいのではないかと思います。

○河田主査 どうぞ。

○ 熊本県では、木造で仮設住宅を作り、それをいろいろ調整しましたけれども、そのときに作った提言では、土台は木でもいいと書いてあったのです。今回、土台は木ではまず

いのではないか。なぜかという、たくさん余震が続いているということと、将来的なことを考えると、ちゃんとした土台を作ろうということになりました。途中で、森山農林水産大臣が、農家の庭先に仮設住宅を作ったらいいのではないか。そうしたら、それを撤去しなくてもいいので、撤去費用もないし、県産材を使うということであったのですけれども、結局、それはなくなりました。そのときに、内閣府との交渉があったと思います。そういうことで、無駄だと思ったのですけれども、ずっと使って、そこに家を建てて、そこからずっとあれする。

何をしたかという、自分の壊れた母屋にブルーシートを張って、そこで家畜をすとか、農業をすとか、むしろあそこに仮設住宅ができれば、良かったのではないかと思います。是非熊本県の木造の仮設住宅に関して、書いていただければと思います。

○ 少なくとも仮設住宅の基礎を松接いで打つなんて、やめてください。なぜかという、トルコの地震のときに、日本政府からプレゼントしたのだけれども、職人もいないし、松くいもないし、トルコ政府も困ってしまったのです。仮設住宅といえども、国際基準に合わせてやってもらわないと、日本でしか使えないということでは困ります。

あと、海外で使っていたらこうとするとときに、困ってしまうという問題が実際に起こっているのです。日常的にそれを考えていないと、また同じことをやります。今回もやはり松くいを打つのです。だから、仮設住宅のありようというのは、起こったら問題になるのですが、そのうち、みんな忘れてしまって、誰の責任でもなくて、繰り返しそのまま問題が起こっているという現状なのです。これは内閣府では考えていないのですか。

質を上げるをどう上げるかということと、国際水準に合ったことをやるだけで、援助に役に立つというか、実際にその場にはないと、わからないのです。そういったことが繰り返されていますので、そういうことがないようにしていただきたいと思います。それは政府の方向で出ていると思います。お金の問題ではないですから、よろしくお願ひしたいと思います。

○河田主査 どうぞ。

○ 先ほど●●●から仮設住宅の解体費というお話がありましたが、既に熊本県でも、仮設住宅の修繕センターを作られるのかもしれませんが、もう作っているのかもしれませんが、目に見えるお金として、修繕費がかかっているのではないかと思います。

既に東日本大震災では、宮城県内にある仮設住宅に住んでいる方が、市町村を通じず、ダイレクトに県の修繕センターに、ここを直してください、あれを直してくださいという体制がとられているのですけれども、様々な問題が出てきて、修繕費はもしかしたら、すごい額なのではないかと思います。

先ほど●●●からも、質ということがありましたけれども、トータルで見て、応急の住まいが、仮設住宅でいいのか、プレハブでいいのかということも含めて、見直しをする際に、検討事案に入れていただければと思います。

○河田主査 そのほか、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。どうぞ。

○ 私の研究室でも、その辺の検討を過去にしたことがありまして、仮設住宅に関していうと、使う場所で作るというのが、今、基本になっているので、それが時間がかかる一番の原因になっています。作る場所と使う場所を変えるようにすれば、つまりどこで使うかは別にしても、どんどん作って、移動させることができるようになると、随分違います。

そのためには、ある企画で、どのような仕組みにしなければいけないとか、東日本大震災の現場でもそうですけれども、かなりいいものをお作りになっていると、2年、3年で、それをそのままごみにするのは、非常にもったいないという状況なので、事前にきちんと設計したり、2掛ける2を二つぐらいくっつけると、ずっと使っていただけるような、応急利用型の住宅というのは、幾らでもできるのです。ですから、そういうふうを考えていただくとか、近頃では、木材を組み立てて使っていったりして、それだと、すぐにそこで解体して、また復旧するとか、あるいは別の場所に持って行って使うとか、そういうことができますので、仮設住宅をいっぱい作ることは、否定している側ですけれども、作るのだとしたら、今みたいな工夫をして作る方がいいと思います。ごみになってしまうという繰り返しは、もうやめた方がいいという感じがします。

以上です。

○河田主査 ありがとうございます。

よろしゅうございますか。

それでは、次の項目、4番の物資支援のあり方について、事務局から説明をお願いします。

(資料説明)

○大島（事務局） 事務局でございます。

86ページをお開きください。こちらは、ワーキンググループの中で触れていただいた内容を補足いたしますと、86ページの現状と課題は同旨でございますけれども、物資の一丁目一番地で、輸送システムの全体最適化に向けたというところで、日通さんに頂いた言葉を活用させていただいているところでございます。

87ページの三つ目のポツでございますけれども、事前の私どもの説明が足りなかったところがあるかと思いますが、費用負担の考え方につきましては、ポツの三つ目「このような」で始まるものの2行目の右側、役割分担と合わせまして、費用負担の考え方については、書かせていただいているところでございます。このページにつきましては、前回、話題に出ました、国の機関等の書き方につきましては、関係省庁と調整して、微修正させていただいている部分がありますが、ほかは同旨でございます。

88ページをお開きいただければと思います。こちらは、一つ目のポツにおきまして、広域物資輸送拠点からどのように直接送るのかといったところ、あくまで可能性の話、トラック1台分のロットがある場合には、大規模な避難所には、直接配送ですとか、これが効率化の観点から合理的かどうかは、その都度、検討が必要だと思っておりますけれども、検討の可能性として書かせていただいております。

また、四つ目のポツでございます。個人ごとのセットにつきましては、前回のワーキンググループで、荷ほどきですとか、再梱包に時間を要して、それを避難所の方に待っていただくのかという御意見もございましたので、こちらにつきましては、注意が必要であるという記載を追加させていただいております。

また、細かいところではございますが、下の方、括弧書きで、物流事業者が管理する物資拠点について、整理すべき情報、これはこれから政府の方でも、情報収集していくところでございますけれども、現在、倉庫主ですとか、運送事業者さんが所有しているばかりではなくて、リースのものも多くて、フォークリフトがあるかどうかだけでは足りないという御指摘もございましたので、これをどのように見込むかということも、検討事項でございますが、災害対応に活用できる見込みのあるフォークリフトといったところで、追加をさせていただいております。

②の中に、前回のワーキンググループの中では、海上からの物資の輸送についての調整事項を書いてございましたけれども、既に61ページで、港湾等のインフラの利用調整の話を書かせていただいておりますので、そちらに含ませていただきました。

89ページでございます。こちらにつきましても、ほとんど同旨でございますが、①の一番下のポツでございますけれども、公的備蓄について、地方公共団体が保有するといったところを明確にしませんと、企業に協力を求める部分とか、費用負担などの調整が混乱するところがございますので、公的備蓄というのは、この報告書の中では、地方公共団体が保有し、必要な費用等を負担しているものということで、想定してございます。

90ページでございます。上から2行目、ランニングストック方式につきましては、前回はローリングストック方式について、委員より日本語の表現が必要だという御指摘がございましたけれども、こちらにつきましても、日本語で、流通在庫備蓄方式という書き方で、補足させていただいております。

②道路関係情報の中に、道路啓開ですとか、冠水したものの緊急排水、また、道路で輸送するために、給油の計画も必要であろうといったところを補足いたしまして、道路の啓開等を含めた、通行情報や給油の状況について、情報を集約といった形で、表現を修正してございます。

91ページ、プッシュ型の支援の改善については、そのままでございます。

92ページ、様々な機関から送付される善意の物資をどうするかといったところ、四つ目のポツの中で、輸送手段等も自ら手配して配送するものについては、前回のワーキンググループで提案させていただいた内容では、特に働きかけは行わないような提案でございましたけれども、複数の委員から御意見がございましたので、こちらについては、国や都道府県が輸送手段の確保のために、必要なときには、個別の支援の取りやめについても、情報発信すべきであるという表現を付け加えております。

93ページ、94ページについては、前回と同旨でございます。

事務局からは以上でございます。

(質疑及び意見交換)

○河田主査 ありがとうございます。

いかがでございますか。どうぞ。

○ 基本的には、いろいろ書き込んでいただいたので、流れとしてはいいと思います。

92ページの第2、第3段落のところではありますが、先ほどからプッシュ型支援のお話が出ていますが、いずれにせよ、プッシュ型は、被災地に大量の物資をいかに早く運べるか。そこでとにかくすごいパイプを作る。そして、それを効率的に処理する。ここが重要なので、まずは政府、国がプッシュ型支援の太いパイプを作るということを明確にしてほしい。

その中で、地方自治体、あるいは企業等を含めて、いろんなことが出てくると思うので、先ほどから問題になっている、ある意味、太いパイプの効率性を妨げることとなります。そういうことについては、最終的にはコントロールするとか、その辺も明確にしてほしい。いずれにせよ、プッシュ型支援のところは、全体の最適化を図るためには、妨げないような形でコントロールすることを、明確にさせていただきたいというのが1点です。

それから、前回、物資の運行管理についての質問があったと思います。これについては、現在のプッシュ型支援の体制では対応できないと思います。ただ、プル型になれば、少し可能性はある。プル型の場合は、今、運行管理をしているメーカーのあれを使えば、一定でやることはできる。そういう意味では、今のプッシュ型の支援というのは、きちっと期間ということになりますが、プル型になったときに、供給ルートで、プル型の運行管理の支援体制というのも、一つの形としてあるのではないかと思います。

以上です。

○河田主査 ありがとうございます。

どうぞ。

○ 物資の関係でございますと、88ページ、主に民間の事業者との連携のところは、広域物資輸送拠点に念頭が置かれているのですが、これは地域内の物資集積拠点も同じであろうと思います。そこもかなりの混乱が生じたのは事実でございます。こういうところに、物流業者のノウハウを活用するとともに、手前どもからの意見とすれば、物流だけではなくて、スーパー、流通業者、域内に大きな倉庫などを持って、独自の輸送能力を持ってございます。こういうところを活用する。物流だけではなくて、言葉が専門的かもしれませんが、流通業者ないしはスーパー等流通業者を加えていただけると、よろしいのではないかと思います。

同じような趣旨で言いますと、91ページのプッシュ型からプル型への切替えのところ、これも民間の物流が回復してきたところを念頭に、プルに変えていくということだと思っております。ここの例示も、コンビニエンスストアではなくて、供給能力とか、輸送能力、物流の拠点も考えれば、例示すべきは、スーパーではないか、スーパー等流通業者だと思います。

また、同じ趣旨なのですけれども、そういう意味では、93ページの一番下の②の物資調

達に係る民間流通企業との連携による地域ニーズへの的確な対応も、コンビニエンスストアももちろん食料という意味では大事だと思うのですが、避難所等で必要になる衛生用品でありますとか、洗剤でありますとか、そういう物資を大量に在庫して、供給能力、場合によっては、ルートセールス的に届けることも含めて、能力を持ってございますのは、スーパー等でございますので、例示とすれば、そういうふうにしていただいた方が、よろしいのではないかと思います。

細かいことですが、よろしく願いいたします。

○河田主査 そのほか、いかがでしょうか。どうぞ。

○ 私どもの意見を取り入れていただきまして、ありがとうございます。

1点は気づいたこと、1点は情報を提供させていただきますが、一つは、今、経済産業省様からもございましたけれども、プッシュ拠点のところ。広域物資輸送拠点、市町村の物資拠点、県内の物資拠点、被災地内にある物資拠点、地域の物資拠点とか、いっぱい表現がございます。物資輸送は、一次輸送、二次輸送とか、私どもでわかる言葉に変えたという経緯がございます。この物資拠点もわかるようにされた方が、ぱっとわかるので、いいのではないかと思います。それが1点でございます。

もう一点、気になっているところは、92ページ、②のポツの三つ目の「ただし」のところでございます。避難所や避難者に直接配送するという部分でございます。私どもは、東日本のときに被災地へ行って、いろいろ各地方から物資が送られてきましたが、一番困ったのが被災地なのです。というのは、トラックで輸送します。早く降ろしてくれと言われるし、いつ着かわからない。夜中にたたき起こされたとか、全体最適で、絶対にボトムネックを被災地に持って行ってはいかないと思って、被災地に物が増えた経緯があります。社内でもこれがいろいろ問題になりました。ですから、できれば輸送手段に混乱が生じない範囲で、コントロールが必要であると思います。その方が、統一性がとれると思います。そうすることが、地元被災地の支援になるのではないかと考えます。

以上でございます。

○河田主査 ありがとうございます。

どうぞ。

○ 関連しまして、前回は申し上げようと思って、悩んでいたのですけれども、92ページの5ポツ目ですが、個人による支援物資は、被災地を混乱させる原因となるためとありますが、最近個人だけではなくて、都道府県とか、自治体が自分のところの県民や市民から物を集めて、届けられるという趣旨で集められて、結局、被災地に持っていきようと思っても、被災した自治体が断って、行きようがないということが、報道でも一部出ていました。要は支援者側の判断によって、勝手に物を送ってこないような、そういう周知を図るべきだと思います。阪神・淡路大震災以降、救援物資は被災地を襲う第2の災害と言われ続けていて、熊本地震でもそうした現状があったということです。

例えば今、日本通運の方が言われたとおり、受入れ側の大量の人員、特に行政の方々の

御負担が多かったということと、必要となるもののタイムラグが生じますので、今、必要なものが、届いたところにはもう要らないという事態があって、いまだに水やおむつはいっぱいあると思います。そういう状況の中で、かといって、届いていない方もいらっしゃるので、NPOがそういうところに届けたり、きめの細かい支援をしたということは、もちろんあるのですけれども、原則的にお金の支援がいいということは、ここではっきりと書いた方がいいのではないかと。

広報活動を強化するとお書きいただいておりますが、鳥取県中部地震では、鳥取県のホームページからは、個人からの物資は受け付けませんと、きちっと書かれておりましたので、これは西部地震の教訓から書かれたと思うのですけれども、そのあたりも事例として挙げていただいたり、山積みとなって、どうしようもない写真があると思うので、それをこのページに貼り付けていただくとか、結局、受入れ側の自治体の判断で、しっかりとやっていかなければいけない面が多数あると思いますので、このあたりは、熊本地震の教訓として、しっかりと掲載いただいた方がいいと思います。

○河田主査 どうぞ。

○森本（事務局） ありがとうございます。

92ページのところは、我々も大分迷ったところがあるのですが、地方自治体、民間企業などの支援についても、特に大規模な災害のときには、その調整を国とか、都道府県が、やるのだったら、行わないといけないだろう。そのコントロール下に置かないといけないだろうということを、追記をさせていただいたところでございます。

それから、4ポツ目のところの直接配布という行為なのですけれども、自己完結型でくるところまで、拒否しなくてもいいということを書いたのですが、趣旨は、そういうことでもございまして、地域に混乱が起きるような状況を生じさせるような支援というのは、慎まなければいけないという大原則をどこかに明示する必要があると、改めて思いました。残念ながら、国の支援もそうだと思いますし、関係する企業さん、個人の方々、皆さん速やかにということは考えながらも、受け手の立場に立った支援とは何かということを、最優先に考えなければいけないという大原則があって、その中で、混乱を生じさせない仕組みを作ったり、できるだけお金でやってもらったり、そんなことを考えたいと思います。表現については、抑制をしっかりやってもらわないといけないことを、もう一度、強く書いていきたいと思っております。表現は、引き続き調整をさせていただければと思います。

○ 私からも2点あります。

一つは、フォークリフトのことを書くということなのですが、東日本大震災の後、国土交通省で、TEC-FORCEの強化策という委員会ができて、私は委員長をやったのですが、国土交通省の方では、建設機械などの一元管理ができるようになっているのです。農地用品、重機改良に何があって、運転手はどうなっているかというデータベースがありますので、そこにフォークリフトも入れた方がいいと思います。フォークリフトだけやっている会社は、多分ないと思います。いろんな機械を一緒にやっているところが大半ですので、

TEC-FORCEの中に、フォークリフトと運転手を入れて、それを利用するようにした方が、わざわざ作るよりはいいのではないか。しかも、物流と言ったら、経済産業省です。また別のところで、縦割りで、全く行き来がなくなりますので、そういうデータベースを共通で使うというやり方もあると思います。

それから、今回の熊本地震では、炊き出しは、全部小中学校でやったのですけれども、トルコの地震のときに、トルコは小中学校が避難所ではないので、被災者がみんな自分の家の前でテントを張って、生活していました。余震も起こりましたからね。そうすると、食料をどうするのかといったときに、びっくりしたのですが、8トン弱ぐらいのトラックが来まして、ポールを外したら、ケータリングのサービスができるようになっているのです。住民はそこへ階段で上がって行って、生協の食堂みたいになっているのです。食料をもらって、降りるという形で、自分のうちで食べる。

今回の熊本では、そういうことは必要なかったと思うのですけれども、大きな災害があったときに、小中学校だけにしか、食料を支援するとか、弁当を配るということが、できないということでは、困りますので、現場に一式持っていて、できたものを配るということも考えておかないと、今の災害救助法で、指定避難所に物を入れて、そこで炊き出しをやってということが可能ならばいいのですけれども、可能でなくなったときに、テントなどで移動するという問題が出てくるのです。

それから、例えば家が壊れていなくても、電気、ガス、水道がなかったら、何もできないので、みんな避難所にとりにくるということが起こるので、そうではなくて、家に住んだままで、サービスカーみたいなものが、あるところに、例えば公園に止まってくれて、提供してくれると、避難所に負担をかけるということが軽減されますので、そういうことも、南海トラフとか、首都直下を思ったら、今までのような災害救助法の枠内での支援ができないということも、起こり得るといえることです。

避難所は、今回855カ所で、18万4,000ですから、首都直下の720万人なると、3万2,000カ所です。3万2,000カ所でやるのか。だから、柔軟な対応も考えておかないと、災害救助法にのっとなって、基本的にやってしまうということ、問題が出てくるような気がします。その辺は、ちょっと書いていただけたらと思います。トレーラーハウスと一緒に。そこにコールする余地があるとしておいた方がいいと思います。

○森本（事務局）　ありがとうございます。

先ほどの企業等の支援を全面シャットアウトにしていない理由は、そこにございまして、国がコントロールする、都道府県もそうなのですから、行政がコントロールしてしまうと、時間がかかってしまうケースもあって、本来、足りないときに、必要なサービスが迅速に提供できないおそれもあると考えまして、その意味で、自己完結型でいってもらうものについては、どちらかという、いってもらった方がいいと考えてございます。今の●●●のアイデアも含めて、どういう場合にそういうものが求められるのかという条件の明示ですとか、事例の明示などもはっきりして、何が困っていて、何がこういう支援で必要

なのかということをはっきりやらせてもらえるような、そんなことを明確にしたいと思います。

どうもありがとうございます。

○河田主査 そのほか、いかがですか。よろしゅうございますか。

それでは、次の5番から8番までの項目について、事務局から説明をお願いいたします。

(資料説明)

○大島（事務局） 事務局でございます。

95ページをお開きください。前回の5. では、大規模地震の自助・共助と入っておりますけれども、先ほど廣瀬が申し上げましたとおり、広域大規模災害につきましては、8. で取り扱うことと整理いたしまして、5. にICTの活用が繰り上がっております。

内容については、前回と同旨でございますが、委員の中から、システムを備えるだけではなく、操作の訓練手法や、発災時に操作する方が増えたときの運用支援の手法についても、きちんと書くようにといったことを、枠内に反映させていただいております。

おめくりいただいて、96ページでございます。こちらにつきましては、少し表現を補強してございます。

上から四つ目のポツにつきましては、マイナンバーカードを活用した本人確認なども、実験的に手法が用意されておりますので、こちらを記載いたしました。

また、前回御指摘いただいたとおり、都道府県レベルとは限らないかもしれませんが、広域できちんと応援・受援等を効率的に行うことも含めて、システムの導入を検討しなければならないというところを考えまして、各種災害対応システムを効率的に行う観点から、防災上の連携を図るべき地域において、都道府県、市町村が協力して検討するといった記載を追加してございます。

また、通常の携帯電話等の通信システムが断絶するおそれもあることから、下で、非常用通信手段の確保についても触れてございます。

その下には、財団法人全国地域情報化推進協会が用意しております、被災者台帳データの標準化について、参考資料を付けてございます。

97ページ、災害情報ハブにつきましては、前回と同旨でございますけれども、内閣府で描いております、ポンチ絵の質が低いところがございますが、御容赦いただいて、イメージとしては、新しいサーバーですとか、システムを立ち上げるというよりは、発災後、どのようなタイミングで、どのような情報が共有可能か、それがどこにいったら有効かというところを整理して、それを災害情報ハブと呼び始めようというところ、イメージイラストを付けてございます。

98ページ、ビッグデータ・SNSについては、前回と同旨でございます。

99ページでございます。自助・共助のあり方です。こちらは委員からの御指摘を頂いて、大規模地震という表現を除いてございます。

下の方をご覧くださいますと、ローリングストック方式について、日本語で、家庭内流

通備蓄という呼び方を付け加えさせていただいたほか、服薬している住民の方にとって、お薬手帳が重要であるといったところを付け加えてございます。

おめくりいただいて、100ページ、最上段でございます。おむつ、その他、一部の方にとっては、生活に必要なものについての備蓄の整備が足りないというお言葉も頂きましたので、私どもの方で、整理させていただきました。極力個々の世帯での備蓄、可能な範囲での持ち出しは、心がけていただく必要があります、ただ、その先、どうしても足りないものについては、共助をお願いしたい。共助については、②の方で、より丁寧に書いてございます。

ただ、共助を頂くためには、手持ちの物資の中で、どれだけ自分用にとっておいて、どれだけが融通可能なのか、御判断いただくには、何日にどういった物資が届くのか、どれだけの量が届くのかといったところを、きちんと避難者の方に届ける必要があるというところで、計画的な物資の配送が共助も可能にする部分があるので、集中的に取り組んでいく必要があるという整理をさせていただいております。

また、二つ目のポツに地震保険がございましたが、前回頂いたとおり、共済についても触れるべきであるというところで、付け加えさせていただいております。

あと、大きな項目といたしまして、同じ100ページの一番下に③、住民向けの実践的な訓練や研修の実施ということを書かせていただいております。自主防災組織等の防災意識の向上だけでなく、技術的な向上に向けまして、防災に関する研修等の強化やワークショップ形式を活用した、実践的な訓練も必要であろうという項目を付け加えさせていただきました。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、103ページでございます。こちらは、前回、委員の御指摘をいただきまして、全社協さん、社会福祉協議会様の全国組織にも意見を伺っております。その過程で、私どもの意識が足りなかったのか、ボランティアの活用という表現、そちらをボランティアへの活動の場の提供という表現に改めさせていただいております。

また、ボランティアが十分に機能しない場合について、受入れ体制の確保や状況確認、ニーズ調査が行われていない発災直後に、急激に立ち上げて、無理やり運用するところがあるやに聞いておりますので、その部分補足いたしました。

また、今回、ボランティアの需要があった内容といたしまして、災害瓦れきの搬送作業等、もちろんお互いに合意の上でされている内容ではございますけれども、市町村の事前の準備等が足りないことで、受入れ場所に届けに行ったら、閉まっていた等のいろいろなトラブルもあったと聞いておりますので、そのところを追加してございます。

同じく全社協さんの御意見を頂いて、ボランティアの過不足の問題については、ICTを活用して、ウェブ上での登録制なども考えられるのではないかと。

また、前回の私どもの課題の中に、準備不足のボランティアという表現がありましたけれども、そちらについては、行政側のルールですとか、ボランティア自身が現場で望まれ

ているボランティアの内容に合わせて、御準備いただくべき内容等、きちんと情報提供できていない中で、準備不足をいきなり書くのはいかなものかという御意見もありましたので、103ページの一番下のポツは、そのような趣旨で修正させていただいております。

104ページをおめくりいただければと思います。104ページの一番下のポツにつきましては、NPOと書かれていたところ、NPOということではなく、外部からの応援者一般であるという御指摘を頂きましたので、修正させていただいているところです。

1枚おめくりいただきまして、106ページでございます。長期的なまちづくりについても繰り上がりまして、7. にございます。

復興まちづくりのイメージトレーニングにつきましては、国土交通省の都市局と復興まちづくりに関する考え方、私どもですと、事業推進室になりますけれども、両者ですり合わせを行いまして、全面的に前向きな表現で書き直させていただいております。

また、1枚おめくりいただきますと、108ページでございます。こちらが先ほど廣瀬が申し上げました、広域大規模災害、言葉は、今後、統一してまいりたいと思いますが、想定した事前の備えという項目を設けました。

併せまして、現状と課題の中に、二つ目の○としまして、実効的な取組の必要性というところで、この中に、物資輸送など地域の救助活動の前提となる啓開ですとか、浸水解消、あるいは実際の企業につきましては、基本は広域の企業に対して、協定をお願いしまして、実際その自治体をサポートしていただくというところなのですけれども、企業自体の協定もなかなか難しい場合があるということも、こちらに移させていただいております。

109ページの一番上及び二つ目のポツにございますとおり、こちらに民間企業との協定、前回のワーキンググループでは、BCPの中に入れておりましたけれども、協定のためにBCPがあるわけではないというところがございますので、こちらに協定の内容を移させていただきます。

109ページの一番下のポツにありますとおり、こちらでも、道路啓開ですとか、冠水した道路の緊急排水といった内容を書かせていただき、110ページには、従前どおり、災害対応に係る国の支援制度、報告書に書き切れない各種の対応のために、この項目を設けてございます。

111ページの8-2については、前回と同旨です。

113ページに受援を想定した計画、業務継続性の確保がございます。

114ページの②でございますけれども、五つ目、六つ目のポツに、企業の事業継続計画の検討においては、そもそも事業環境自体が変化して、同じビジネスが成り立つとは限らない。また、自助・共助の取組について、個人、地域のブランドにつながるような仕組みを検討していく必要があると、前回頂いた御指摘を反映してございます。

116ページに「あとがき」を付けまして、報告書という体裁で取りまとめている次第でございます。

事務局からは、以上でございます。

○河田主査 ありがとうございます。

それでは、これらの項目について、御質問、御意見等がある方は、よろしく願いいたします。いかがございますか。

(質疑及び意見交換)

○ 全社協にもヒアリングをしていただきまして、ありがとうございます。その結果も共有させていただきながら、こういう表現でということで、事前に全社協からもいろんな意見を私も聞いて、それでいこうという話は、共有しておりますので、ありがとうございます。

103ページの二つ目の○、NPO等がその専門的な知識を十分に発揮することが困難というところの一つ目のポツのところ、初見のNPOや防災アドバイザーと書いてありますが、防災アドバイザーの位置付けは、どういう人たちを念頭に置いているのかということが一つです。

二つ目のポツは、避難所におけるニーズの情報の有無等によりというよりは、マスコミ等の影響により、NPO等の活動が一部の地方公共団体に偏る場合があるということですが、避難所の課題を解決するためだけに、NPOは来ているわけではないので、様々な支援がいろいろな地域で展開できるようJVOADを設立して、そういう調整を今後もしっかりと行っていきたいという意思はございます。

その下に、災害経験が豊富で、高度な知識を有すると書いていただいておりますが、これはおこがましいので、豊富な災害対応経験というのは事実なのですが、豊富な災害対応経験と知見、知識を有するNPOのネットワーク、これぐらいにとどめていただければと思います。

104ページが一番最後の表ですが、左側の図は、NPOくまもとの炊き出し調整の事例の図ではございません。これはJVOADがどういう調整をしたかという概要を示した図でありますので、炊き出し調整の事例が必要であれば、その資料を提示させていただきます。

同じく右側のJVOADの構成団体ですが、先月、法人化を済ませましたので、ここもきちんと資料を提示させていただきたいと思っています。

これも今更ということで、申し訳ないのですが、入ってくる議論はいいのですが、閉じていく議論というか、いつまでやるのかとか、そういう議論は難しい。まさに熊本の現状がその局面にあって、ゴールデンウィークでは、100団体を超える集まりがあったのが、今は多くて70ぐらいで、地元と外部と半々ぐらいになっています。外部チームは、私どもレスキューストックヤードを含めて、年末とか、3月末で、資金的にも厳しいので、撤退するという団体が、今後増えていくと思います。そういうときに、地元だけではできないことが、まだいろいろありますし、仮設住宅等の状況を考えると、新たな課題もどんどん出てまいりますので、常駐体制は徹底しますが、何らかの関わり作りをしなければいけないと思っております。

例えば東日本大震災も、現在進行形で私たちも支援していますので、被災地との関係性

がなくなってしまうことはないのですけれども、例のくまもと復旧・復興有識者会議でも御提言いただきましたとおり、行政のみならず、多くのセクターの支援を受けて、被災者支援はするべきだという御提言もありますので、例えば地元で引き継ぐNPOの強化策だとか、熊本地震でいうと、例えば市町にNPOは余りないような気がしますけれども、そういうNPOセクターとか、市民セクターのような人たちの掘り起こしとか、私たちが外部支援でこれからも関わっていくという、連携の大切さみたいなことは、今でも思っています。そのための財源の確保などを含めて、様々な課題はありますけれども、長く復興まちづくりに関わっていく、そうしたNPOの事例というのは、東日本大震災でもかなりありますので、そういうところを入れていただきたいと思います。

今回、書き込めるのかわかりませんが、今日、最後の意見なので、議事録に残していただきたいということもありまして、あえて発言をさせていただきました。取扱いについては、お任せをいたします。また御相談をさせていただければと思います。

以上です。

○河田主査 ありがとうございます。

そのほか、いかがでございましょうか。どうぞ。

○ ICTの活用に関しまして、95ページ、96ページの冒頭で、タブレット端末でも、いろんな情報の共有ができるようにする、あるいはちょっと戻ると、93ページ、物資のところでも、タブレット端末ということが書いてあるのですが、私どもは、前々回にお話させていただきましたように、ICTを活用するにしても、特定のタブレットとか、機器に依拠してはいけないと考えてございます。つまり平素使っている携帯電話でありますとか、平素使っているタブレットとか、パソコンでも、何でもいいのですけれども、そういうもので情報が集約できる、あるいは必要な情報を送れるようにするシステムが大事だと考えてございまして、御理解いただいているとは思いますが、タブレットに余り依拠しないような表現にしつつ、その上で、システム構築は、我々もお手伝いさせていただければと思っています。

以上です。

○河田主査 どうぞ。

○ 最初に1点お聞きしたいことがあるのですが、104ページの防災アドバイザー等についてということで、下から2番目のポツなのですけれども、既に消防庁でこの仕組みがあって、必要に応じて市町村に紹介するということができていると思うのですが、それとは違う体制ではないのですか。同じですか。検討すべきであるとなっているのですが、別のものを考えているということではないのですね。

○森本（事務局） 基本的には既存のものです。特定の制度をあれするつもりはなかったのですけれども、既存のものも含めて、アドバイザーの活用は、災害のときには、できるだけ図らないといけないという、一般論で書いたつもりでした。申し訳ございません。

○ わかりました。新たに内閣府さんで作られるのかと思いました。

ありがとうございます。表現の方で、家庭内流通備蓄という表現をしていただいたのですが、56ページの最初に情報連絡員（リエゾン）となっているのです。この表記も統一していただいて、最初に日本語表記で、括弧で、ランニングストックとか、ローリングストックと書いていただくように、統一された方がいいのではないかと思います。

それから、100ページに関わることなのか、99ページの個人の備えというところに関わることなのか、わからないのですが、基本的に100ページの一番最初のポツで、個人で必要なものは、極力個人で用意する、いわゆる自助です。自分で必要なものは、自分で用意するということが重要で、ただ、津波の浸水区域にあるところは、幾ら家で用意をしても、持ち運ぶことができないということもあろうかと思えます。間に合わないということもあります。そういうこともあって、浸水するエリアの方々には、あらかじめ避難する場所、避難所の備蓄倉庫に、住民が用意したものを預けるような、そういったシステムがあったらいいのではないかと思います。できる限り自助で備蓄していくというスタンスを貫くというか、推奨した方がいいのではないかと思います。

以上です。

○河田主査 どうぞ。

○ 今の●●●に関連なのですが、私はいつもこの会議に出ていないので、既に議論があったのかもしれませんが、ローリングストック方式と、前の方に、ランニングストック方式という二つの言葉があって、それぞれの訳がついていますが、英語の感覚からすると、ランニングストックというのは、よく聞きますけれども、ローリングストックという言葉はあるのでしょうか。これは少なくとも英語ではないです。

あと、家庭内で流通させるというのも、何となく違和感があるのですけれども、家庭内で循環させるぐらいの方が、実際のものに近いのではないかと思います。内閣府のここで書くと、オーソライズされたということになるので、ローリングストックという、内閣府は日本式英語を新しく1個作るということをなされた。日本語だけでいいような気もするけれども、どうでしょうか。

○森本（事務局） 確かにうちで使うと、いろんなところに波及効果が大きいですので、表現はしっかり最終段階までに詰めたいと思います。イメージができにくいような新語を作るつもりはございませんので、またアイデアをいただければと思います。すみません。ありがとうございます。

それから、先ほど●●●からもお話がありました、持ち出しが困難な場合の話というのは、確かに御指摘のとおりで、基本は自助なのですけれども、難しいケースも確かにあると思ひまして、100ページの②の上から三つ目のところなのですが、これはとある三重県の自治体などに聞くと、津波避難ビルの中に、自分の名前を書いたものを置いているというケースもあって、そういう自主防災組織というのか、避難所というのか、避難先にある程度備蓄しているようなケースもありますということは、念頭には置かせていただきたいと思います。

以上、参考まででございます。すみません。

○ 冒頭に言いましたけれども、英語に直す必要がありますので、個々の強靱化というのは、ナショナルエビデンスなのです。私は法律の前が間違っていると言いました。ナショナルというのは、コールドではないのです。でも、全部コールドで訳してしまっているのです。個々のイメージがあります。本当はそうではないのです。だから、日本語から英語にするということは、同時に考えておかないと、複合災害と提起したときに、英語はコンファンドで出すと提起してしまっただけです。みんなそれを使ってくれています。使うのだったら、共通でずっと使っていただくように、何とかストックというのものも、和製英語でも何でもいいです。最初が肝心なので、こうだと言ってもらったら、それで動きますので、よろしくをお願いします。変わるのはいくつかないので、よろしくをお願いします。

確かに家庭内流通というのは、何かおかしいですね。循環か、みんなにわかるような言葉にしてください。それはちゃんと英語に訳してください。日本語だけで放っておかないと、英語に訳すときに困りますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○ 森本（事務局） いずれにしても、この報告書だけでは、世の中に対する説明も難しいと思ひますので、わかりやすい資料をちゃんと作る必要があると思ひまして、そういうものも含めて、海外にもしっかりと発信できるようなものを作りたいと思ひてござひますので、御指導を頂ければと思ひます。

○ 河田主査 時間は少し余裕がありますので、全体を通して、御議論いただければと思ひます。

○ まず私から、これは1枚もののレジメが要ります。これはまた基礎自治体は読まないです。ぼんと棚の上に置いて、そのままです、読ませなければいけないので、できるだけ骨だけ残すというか、それでもっと知りたいときに本文を読むというか、A3版でも詳し過ぎるので、あのもっと粗いものを、2種類用意していただきたい。そういうことでお願ひしたいと思ひます。

増やすのは楽なのですが、減らすのは難しいのです。そういう意味で、この報告書の本当に必要な部分を残していくということで、このワーキンググループが社会に伝えたいことを、是非あぶり出していきたいと思ひます。

いかがでございますか。せつかくの機会です。どうぞ。

○ 「あとがき」のところを拝見しますと、すぐに連携しましょう、そして、実行しましょうという感じになっておるのですけれども、今日の議論の中でもありましたとおり、一番最初のプッシュ型支援をはじめとして、公的な制度整備を要すると思われるものも、幾つかあると思ひます。その意味で、国の行政機関だとか、地方公共団体に超法規的なことを求めていると誤読されないように、「あとがき」なのか、それぞれの箇所なのかはわかりませんが、今できることと、制度的な対応が必要なものが、両方あるということがわかるようにしていただければと思ひております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○ 河田主査 事務局にしっかりとやってもらわないと、いけないということになってきて

おります。

いかがでございますか。どうぞ。

○ 109ページの右上のところに、都道府県や市町村と企業との協定とございます。これはもちろんいいのですが、国と民間企業との協定、そして、実際、特に大手メーカー等の重要物資については、何らかの形で協定を結ぶ。そして、生産能力あるいは状況を把握し、さらに災害発生後、すぐにどれだけ生産できるか、あるいは在庫がどんどん変化してきますので、そういうものがリアルタイムで入る情報システム、これは東日本大震災以降、検討していて、途中で中断してしまったのですけれども、これについては、どうしても必要ではないかと思っています。

○河田主査 どうぞ。

○ まず短く質問なのですけれども、車中泊の記載のことなのですが、前はいろいろとお話があったのですけれども、なくなってしまったのは、どうしてでしょうか。後でお答えください。

もう一つは、皆様と議論したいと思っているのですが、目次をご覧ください。Ⅰ章、地震の概要、被害の概要、政府の主な対応、政府の主な対応が入っていて、すごくいいと思いました。全体の報告書の関係でうまく入っていると思うのですけれども、この中で、特に被害の概要はともかくとして、救助とかも7人行きましたと書かれていて、これ自体は、後から見ると、数値としては有り難いのですが、読む人には、だからどうなのかとなるのではないかと。例えば熊本の知事のお話もあったり、道路の啓開するのは、支援がすごく大変だったというお話であったり、人が混乱しているところもあつたので、支援をしたとか、評価がなくて、事実が書いてあるというのが、細かいことを言うと、最初の1章、2章、3章、4章、Ⅰのところだと思います。そうすると、位置付けとしては、Ⅱの方が、参考資料として付けていくという掲載でないと、このワーキンググループの中で、全体の評価をしたのではないかと思ってしまうのですけれども、そのあたりは、どうお考えなのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○ 順番としては、Ⅰのものは、後ろでしょうね。なぜかという、私たちはⅡを議論したのに、Ⅱの議論を後ろに回して、被害の概要を示すというのは、ちょっとね。ここの議論がなければ、そういう書き方でいいと思うのですけれども、主としてⅡをずっとやってきたので、それを補足する資料がⅠであると位置付ける方が、わかりやすいと思います。

○森本（事務局） Ⅱから始まるというのも、確かに気持ち悪いところなので、課題とその対応を最初に持ってこようと思います。我々はこういう対応をしました、ちなみに、こんな課題がありましたと、ストーリーとしての流れだと思って、現状のところは、そんな形にさせていただいております。

御質問の車中泊のところは、御指摘のとおりで、恥ずかしいのですけれども、情報把握まではあって、その後、その情報を行政機関なりで一応把握して、関係機関で連携しながら、必要な対策をやりましょうという、実は具体的な対策は難しいのですが、やる話の一

文を入れていたつもりなのですが、劣化している可能性があります。表現が飛んでしまっている可能性もありますので、それ以外にもないかどうか、途中まで資料にあって、いろんな経緯で飛んでいるところもあるかもしれませんので、そのあたりは、再チェックさせていただきたいと思います。申し訳ございません。

○ Iについても、言いたいことがいっぱいあるのです。それを抜いて、淡々とそれだけを書いてしまって、IIは政府の方でも、自治体の方でも、逆にいろんな意見が出てきて、それをまとめているので、例えば警察の対応なんか、今回なかったと思います。伊勢志摩サミットのあれにしても、警察の組織があって、渋滞している交差点に警察官の姿がなかったというのは、やはりまずいわけです。そういうものは、ここでは扱わないのだけれども、比較的事実だけを書くのであれば、何も前に書かなくてもいい。検討したなら前に書いてもいいけれども、自衛隊の人も、反省していることもいっぱいあるわけです。車中泊がなぜあんなに増えたのかとか、だけれども、それはこのワーキンググループで救える対象ではないので、あえてやっていないのです。前にあると、それが前提になって議論している形になってしまいますので、今回、物資についての中心的な活動をしていただいたのだけれども、いろいろ問題があったことは間違いないので、やっていないのであれば、後ろに回す。やったものは、前に回す。そうしていただかないと、前にもってきて、これでいいという形になるのは、まずいです。

その辺は、外部がやるかという、政府はそういうものはやらないのです。自衛隊、消防、警察も、何とか言って、絶対にやらないです。検証だけで、それはやっていないですからね。中でやっているかもわかりませんが、外からはやっていない。ですから、やはり後ろに回すべきだと思います。

○森本（事務局） 御指摘いただいた方向で、修正をかけたいと思いますが、目次を開いていただきますと「はじめに」からありますけれども、最初の被害の状況とか、最低限の人的あるいはプッシュでどれだけ物資を足したかみたいな、3番の政府の対応の頭ぐらいのところは、少し入れさせていただいて、各省さんに書いていただきました取組等は、議論のお話には入っていないと思いますので、事実関係として、どれぐらい避難者がいらっしまったかという、人的被害、建物被害の状況とか、最低限のプッシュでやった支援の話、避難所の状況など、議論をしていただいた前提となったもの、委員の皆様にご認識いただいていると思う共通事項につきまして、前に置かせていただきまして、それ以外のものにつきましては、参考資料ということで、後ろに付けるということで、編集をさせていただくという方向でよろしいでしょうか。その方向で確認させていただければ、共通認識を前に上げたいと思います。

○河田主査 ありがとうございます。

どうぞ。

○ 昨日、休みだったので、全体を読みました。思った以上に良かったというのが、私の印象です。

各省との対応は別として、今、おっしゃったように、3-4、19ページから20ページは、全体的な状況の把握です。興味深く読ませていただいて、これをどうやって国が対応するのかということが、後ろの評価に関わってくるものだと思っています。しかし、熊本県のところにきたら、とても弱いので、熊本県については、加えていただきたいと思います。少なくとも3-4、20ページまでは、前に持っていくべきだと思います。

○河田主査 どうぞ。

○ 全体を通して、2点ほど、御意見を申し上げたいと思います。

1点目については、先ほど●●先生もおっしゃったように、市町村向けにこういったものをわかりやすくリストとかにまとめて、伝えていくということも、非常に重要であると思いますし、住民向けについても、何をやってらいいのかという今回の報告の要点をまとめて発信していただけたらと思っています。

その中で、101ページには、くまモンの動画も作っていただいて、12月公開ということで、非常に楽しみなのですが、この中を見ますと、御家庭で日頃から取り組めるということで、御家庭での対策について、教えていただけるような動画のように思うのですが、なかなか地域コミュニティーがああ地震から何を学んだらいいのかという資料というのは、余りないのです。

この報告書の中に、いろいろなところで、共助と出てくるのですが、例えば自治会で、来年度防災対策をみんなで何をしようかと話し合ったりするときに、こういうことを話し合ってくださいという教材とか、ポイント集みたいなものがあったら、熊本地震から地方のコミュニティーがみんな学べると思うのです。ですから、御家庭だけではなくて、マンションの管理組合でも、自治会もありますし、自主防災組織もありますし、いろいろな単位のコミュニティーがここから何を学べるのかという、わかりやすい入り口の資料みたいな、そういうものがあると、もっと共助について、波及効果が期待できるのではないかと思います。

2点目については、69ページ以降に、避難生活を改善するための措置ということが書いてあるのですが、避難生活は何で改善しなければいけないのかというと、震災関連死をなくしたいからだと思います。これからの高齢化社会、震災関連死というのは、非常に重要です。私も、今回、発災直後からエコノミー症候群と思しき事例が出たことには、非常に衝撃を受けています。

この報告書を見る中で、余り震災関連死という言葉が出てこないのですが、措置が必要なのは、震災関連死が今回出ていて、震災関連死を減らさなければいけないことをメッセージで出していただけるといいと思います。特に高齢者が多いコミュニティーなどでは、そういうためにみんなが団結しようということ、危機感を募るといっても余り良くないのかもしれないのですが、そういうところのメッセージというのは、必要ではないかと思っています。

また、同時に最初の冒頭の方の人的被害にも、震災関連死について、余り書いていない

のですけれども、震災関連死のデータの値がどんどん変わっていくので、書きづらいのはわかるのですが、一応そういう事例が今回もあったということは、我々の教訓として、きちんと書いていくべきと思います。

以上です。

○河田主査 ありがとうございます。

どうぞ。

○宮浦委員 農林水産省です。

先ほどの●●委員から頂きました御意見、ありがとうございます。私どもも基本的には、プッシュ型の資料に関して、極力円滑に提供できるような努力を今後とも続けたいと思っております。

その中で、食品関係の企業が主に99%は中小企業でございますので、実際にプッシュ型の支援も、大企業だけでは、とても賄えないような量でありますので、御指摘を踏まえながら、できる限り前向きに、協定という形までできるかどうかわかりませんが、進めていきたいと思っております。これが1点目です。

2点目ですが、大変恐縮ですが、19ページの今、事実関係のところでもお話に出ました、プッシュ型支援の成果のところ、食料263万食を提供という数字が出てきてございます。ワーキンググループが始まって以降、私ども、食品企業との数字をつけ合いましたところ、実際には、270万食を超えるような数字になってきておりますので、ここでは、事後的ではございますが、事実関係の修正をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○河田主査 どうぞ。

○ 目次で、2. 避難生活を改善するための措置とあります。実は、前回から違和感を持っていたのですが、これは、避難生活というと、避難所での生活とダイレクトでイメージしてしまうので、ここは、被災生活を改善するための措置と表現を変えていただければ、先ほどの●●委員のように、震災関連死もここに広く入ってくると思います。

私の記憶では、第1回の際に、検察の方から、被災地における犯罪情勢の質問をさせていただきました。東日本大震災でもそうなのですが、我が国では、防災・防犯と分けて考えるところもありまして、まさか被災地でこんなことがというのが一般的な国民の受けとめ方だと思います。

海外では、大規模な災害が起きれば、治安が悪くなるというのが常識だと思いますので、そろそろ我が国でも、こういった災害者の犯罪阻止のための対策を、あらゆるところで講じるべきと思っておりますので、そこをどこに入れていただいたらいいのかわからなかったのですが、ここを被災生活と表現を変えていただければ、そこで犯罪に関することも追記していただけたと思いました。

最後なのですけれども、111ページの市町村幹部の災害対応能力の向上というところがあります。私は、茨城の常総のワーキングのときにも、是非強めに書いていただきたいと思います。

思っていたのが、首長の研修への参加への義務化です。総務省さんに、今回、どうにか汗をかいていただいて、選挙で選ばれる首長ですから、その危機管理や災害対応能力というのは、なかなか事前にわからないということもあります。大規模な災害が起きますと、そういった方に対応が委ねられるというところもあります。ですので、そろそろ首長になられてから1年以内に、内閣府の防災スペシャリストの研修がありますから、そういったところを利用して、人防さんの研修もありますし、消防庁さんの研修もありますので、いずれかに参加するようなことを義務化していく、強めに書かれてはどうかと思います。ここは、ほかの委員の方の御意見もお諮りいただければと思います。ありがとうございます。

○河田主査 ありがとうございます。

自治体の首長さんは、びっくりするかもわかりませんが、いろいろ組織的にやらないと難しいと思いますので、おっしゃるのは、よくわかります。今の災害対応を見ていると、首長がしっかりしているとしていないところでは、随分差が出ているのは間違いないと思います。

よろしゅうございますか。

活発な御議論、どうもありがとうございました。おおむね報告書に盛り込むべきところは出そろいましたので、議論については、ここまでとさせていただきたいと思います。

なお、報告につきましては、本日、皆様から頂きました御意見を事務局にて反映して、皆様に御確認いただいた上で、最終的な取扱いにつきましては、私に御一任いただきたいと思います。よろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○河田主査 ありがとうございます。

それでは、事務局にマイクをお返しいたします。

○廣瀬（事務局） 河田主査、ありがとうございました。

それでは、最後に、緒方審議官より、御挨拶を申し上げます。

○緒方（官房審査官） ありがとうございました。

委員の皆様におかれましては、本日も本ワーキングに御多忙中、御出席を賜りまして、活発に御議論を賜りました。心よりお礼を申し上げます。

また、本日は、2回目でございますけれども、熊本の現地におきます開催となっております。熊本地震の対応といたしまして、日夜御苦勞されておられます蒲島知事、荒木町長をはじめとしまして、関係者様に対しまして、敬意を表したいと思います。

今日も、順次、河田先生のもとで議論していきますけれども、避難所運営、住まいの確保やその後の生活再建支援、市長村への応援と受援体制、物資の支援、復興まちづくり等々の課題につきまして、現地で対応されました皆様、有識者の方々をお迎えしての議論を進めてまいりました。

本日も、多くの御意見を賜りましたけれども、こういった御意見を踏まえまして、報告書の内容の充実を図っていきまして、年内に取りまとめを図っていきたいと思っております。

す。

報告書の中身につきましては、関係機関が今後の防災対策を見直していく上で、大変重要な内容が多々盛り込まれていると認識しております。各県におきましては、迅速に取り組んでいきたいと思っております。

これまでの本ワーキンググループにおきます御協力に対しまして、改めてお礼を申し上げまして、引き続き、我が国の防災対策につきましてはの御支援を賜りますことをお願いいたしまして、挨拶といたします。ありがとうございました。

○廣瀬（事務局） どうもありがとうございました。

今、御挨拶にもありましたように、方向につきましては、今日頂いた御意見を踏まえまして、事務局で修正をいたしまして、委員の皆様にお送りさせていただき、確認させていただいた上で、河田主査に預かっていただければと思っております。

事務局からもお礼を申し上げたいと思います。何回かにわたりまして、非常に短いショートノーティスでの意見照会だったり、委員の方々には、大変御迷惑をかけたと思っております。もう一回、意見照会差し上げることは、少なくともございます。引き続き、御協力をお願いするとともに、本日、熊本県の方にも、大変事務運営につきまして、非常にお世話になりました。ありがとうございました。厚くお礼を申し上げたいと思います。

それでは、以上をもちまして「熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策検討ワーキンググループ」の議論を終了させていただきたいと思っております。誠にありがとうございました。